

地域包括医療・ケア認定施設等認定基準新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1～第5まで (略)</p> <p>第6 認定の更新</p> <p>I 認定施設、認定医、認定専門職の認定の更新は次によることとする。</p> <p>(1) 認定施設、認定医及び認定専門職の認定証書の効力は、認定発効日の日から5年をもって消滅することから、事前又は事後に認定の更新を受けなければならない。</p> <p>(2) 認定更新は、前回認定後5年間の地域包括医療・ケアの実践する実績があること。</p> <p>(3) 認定医及び認定専門職が認定更新期間中に満70歳を超える場合は、地域包括医療・ケア実践報告書の提出と単位の取得が免除される。</p> <p>II 認定医、認定専門職の認定更新に必要な実践報告及び単位</p> <p>(1) 地域包括医療・ケアの5年間の実績は取得した単位で認定することとし、次の単位のうち30単位を必要とする。</p> <p>ただし、認定医及び認定専門職が出産、育児及びその他やむ</p>	<p>第1～第5まで (略)</p>

を得ない事情により、5年間の実績が十分でない場合は、当該事情に該当する期間を除いた期間の実績で審査するものとする。この場合、期間に応じて次の単位を必要とする。

- ・4年半 27単位以上
- ・4年 24単位以上
- ・3年 21単位以上

(2) 単位は次により算定する。

区分	取得単位数		
	参加	筆頭演者	筆頭筆者
1 地域包括医療・ケア実践報告	10		
2 全国自治体病院学会	10	5加算	
3 全国国保地域医療学会	10	5加算	
4 地域医療現地研究会	10		
5 都道府県で開催されている国保地域医療学会等	8	4加算	
6 全自病協主催及び支部主催の研修	8	4加算	
7 国診協主催及び支部主催の研修会	8	4加算	
8 ブロックで開催される講習会	8	4加算	
9 学会雑誌（地域医療誌・全自病協誌雑誌）			10
10 その他地域包括医療・ケアに関連する学会・研修会等	8	4加算	

11 その他地域包括医療・ケアに関連する学会雑誌等	8		4 加算	
(注)「10 その他地域包括医療・ケアに関連する学会・研修会等」は、日本プライマリケア連合学会（日本プライマリ・ケア学会、日本家庭医療学会、日本総合診療医学会）、日本公衆衛生学会、日本農村医学会、地域医療振興協会、その他の団体が主催するものをいう。				
「11 その他地域包括医療・ケアに関連する学会雑誌等」は、日本プライマリ・ケア連合学会（日本プライマリ・ケア学会、日本家庭医療学会、日本総合診療医学会）、日本公衆衛生学会、日本農村医学会、地域医療振興協会、その他の団体が発行するものをいう。				
ア 1については、地域包括医療・ケア認定更新申請書（添付書類を含む）を提出する。				
イ 2, 3, 4, 5については、学会が発行した参加証等のコピーを申請書に添える。				
ウ 6, 7, 8については、その名称、開催年月日、開催地、その内容を記載する。また、それを証明する書類のコピーを申請書に添えること。				
エ 9については、学会雑誌名、掲載年月日、掲載記事の内容（概要）を記載する。また、学会雑誌掲載の記事のコピーを申請書に添えること。				
カ 10及び11については、上記ア、イ及びウに準じて取り扱				

う。

論文及び著書は、地域包括医療・ケア及びその実践に関わる学術的なものに限る。申請の際にその別刷又は写しを添付すること。(著書の場合は中表紙のコピーでよい。)

- キ 筆頭演者加算とは学会等での発表者(演者、講演、ポスター)に付加される点数である。
- ク 筆頭演者・筆頭筆者加算を申請する際は、証明するプログラム、論文のコピー、別刷等の証拠書類を添付すること。

(3) 認定の更新は書類審査によって行う。

第7 認定医、認定専門職の認定更新の保留

認定申請を受けてから認定更新するまでの所定の期間(認定ごとに指示する)に取得単位が所定の研修単位数に満たない時は、認定更新の保留を申し出て、所定単位数を満たしたときに再申請することができる。保留期間は1年までとし、保留期間中は、認定医、認定専門職を呼称することはできない。ただし、特別な事情(長期の病気療養など)の場合は、その事情を記した書類を添付して、保留期間の延長を申請することができる。

- (1) 長期の病気療養については、更新申請時に病気、事故による長期療養のため申請ができない場合、その保留期間の決定は認定審査委員会が審査する。

また、本人が直接被るものでない、家族の介護や育児等に起

<p>因する更新の保留についても同様の扱いとする。この場合保留期間の最長は3年間とする。</p> <p>(2) 上記の理由による保留申請の場合、診断書などその根拠となる書類のコピーを認定運営委員会あて提出する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準の改正は、平成22年9月1日から適用する。</p> <p>2 (経過措置) 認定更新を受けようとする者のうち、平成22年9月1日前に当該認定証書発行の日があるものの更新に要する単位は、認定証書発行日に応じて次によるものとする。 この場合1月未満の月は1月と、4月以上5ヶ月未満の月数は6ヶ月と、9月以上10ヶ月未満の月は10ヶ月として計算する。</p> <p>(1) 認定証書発行日 平成19年3月～12月 更新単位 12単位</p> <p>(2) 認定証書発行日 平成20年1月～6月 更新単位 15単位</p> <p>(3) 認定証書発行日 平成20年7月～12月 更新単位 18単位</p> <p>(4) 認定証書発行日 平成21年1月～6月 更新単位 21単位</p> <p>(5) 認定証書発行日 平成21年7月～12月</p>	
---	--

更新単位 24 単位

(6) 認定証書発行日 平成 22 年 1 月～6 月

更新単位 27 単位